解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年五月二十三日開催の西神ニュータウン自治連合協議会の幹事会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十七日

兵庫県神戸市西区春日台二丁目三―一四

西神ニュータウン自治連合協議会

清算人　矢野　悟

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十二年八月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十七日

京都市左京区吉田河原町一五番地九

財団法人京大会館楽友会

代表清算人　松本　紘

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十七日

広島県山県郡北広島町西八幡原山四〇三番地の四

財団法人八幡振興会

清算人　井居　勇次

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年七月十五日認可の取消しにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十七日

長崎県大村市東大村一丁目一八八〇番地五五

認可地縁団体横山頭町内会

清算人　大谷　輝雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年七月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十七日

横浜市神奈川区菅田町二八五八番地四六

特定非営利活動法人神奈川コアラ

清算人　蛭田　髙祥

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十二年八月十九日神奈川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十七日

神奈川県三浦市初声町下宮田三〇二四番地一

清算法人三浦市南下浦町菊名田保谷戸土地改良区

清算人代表　石井　師士

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年八月二十六日に湖西市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十七日

静岡県湖西市鷲津四七九番地の六

湖西市梅田ノナカ農住組合

清算人　伴　和夫

配当公告

北海道釧路市鳥取大通八丁目一番一号

破産者　株式会社コストデザイン

右の者に対する釧路地方裁判所平成二十年(フ)第三二五号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七、四八六、八九五、二三〇円

一、配当することのできる金額

金二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

平成二十二年九月十七日

北海道釧路市鶴ヶ岱一丁目一〇番四七号稲澤法律事務所　破産管財人　稲澤　優

配当公告

宮城県大崎市古川北稲葉一丁目二番二一号

破産者　株式会社瀬戸工業所

右の者に対する仙台地方裁判所古川支部平成十八年(フ)第二九一号破産事件の追加配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二二八、九一六、〇七六円

一、配当することのできる金額

金八、〇一九、六〇九円

平成二十二年九月十七日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目六番二二号シャンボール一番町一二〇二

破産管財人　花島　伸行

配当公告

愛知県名古屋市中川区澄池町一一番一号

破産者　株式会社佐藤組運輸

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年(フ)第三三八一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一五八、九六三、〇九三円

一、配当することのできる金額

金一九、六八六、一五〇円

平成二十二年九月十七日

名古屋市中区丸の内三丁目一七番六号ナカトウ丸の内ビル八階入谷法律事務所

破産管財人　入谷　正章

配当公告

三重県松阪市日野町七〇四番地

破産者　株式会社弓矢商店

右の者に対する津地方裁判所松阪支部平成二十二年(フ)第二〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一二七、三八三、五四二円

一、配当することのできる金額

金九、七七七、六二五円

平成二十二年九月十七日

三重県津市羽所町三四五　津駅前第一ビル六階

破産管財人　**北薗　太**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県にかほ市院内字ヒシカタ二一一番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小林　夏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日

秋田県由利本荘市御門二六五番地一　工藤司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　工藤　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県牛久市井ノ岡町二一四三番地、最後の住所茨城県牛久市久野町一九六番地

被相続人　亡　伊賓　正貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日

茨城県龍ヶ崎市四四三三番地

相続財産管理人　黒田　松壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市城東町二丁目七番地、最後の住所群馬県前橋市城東町二丁目七番一〇号

被相続人　亡　近藤　岩男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日

群馬県渋川市川島一五四八番地一

相続財産管理人　加藤　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市左京区松ヶ崎堀町一七番地、最後の住所埼玉県比企郡嵐山町大字越畑一三七一番地一らんざん苑

被相続人　亡　野上アイ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日

埼玉県新座市野寺二丁目五番一三号、事務所埼玉県新座市野寺二丁目一九番二八―二〇三号

相続財産管理人　司法書士　秋浦　良子